

○1 番

（片桐 邦俊） 私は、さきに通告をいたしました2つの事項につきまして質問をさせていただきたいと存じます。

まず初めに「学校給食費の抜本的な負担軽減に対する村の対応について」ということであります。

このことは、皆さん御存じのとおり、国において小学校の給食費を抜本的に軽減する新たな仕組みがスタートしたわけであります。

ここで補正予算でも国のほうから給食費に関わる歳入があったというふうに思っておりますけれども、これは子育て世帯の経済的負担を減らす大きな一歩であるというように考えておりまして、歓迎すべきことであります。

しかし、これまでに使われていたいわゆる給食費無償化という表現については、制度趣旨をよりの確に表現するとして学校給食費の抜本的な負担軽減となりました。

なお、市町村によっては学校給食の内容、回数なども異なり、学校給食に必要な食材費が支給基準額を超える場合があり、基準額を超えた場合については引き続き保護者から徴収することが可能であるというふうにしております。

そこで、中川村としての今後の対応につきまして質問をさせていただきたいと思います。

これまでも、村につきましては、限られた財政の中で、米代は全て村の補助、食材費も3か月分を補助しております。

また、食材費1食当たり、小学校1食270円を値上げしないよう、一部補助もしてきているのが実態であるというように認識をしております。

今回の国から補助される基準額は小学生1名月額5,200円でありますけれども、この金額で村としては十分なのでしょうか。

いずれにしても保護者に負担はかけられないというように思っております。国の制度導入によって村の小学校給食費の負担は昨年までと比べてどう変わるのか、全く負担していかないのか、こんな部分をまずは伺いたいと思います。

○教育次長

それでは学校給食費についてお答えします。

村では、子育て世帯の経済的負担の軽減のために小学校の給食食材費1食当たり270円を据え置き、徴収する10か月のうち3か月分は村が補助してきました。

今回の交付金により、家庭が負担してきた7か月分は無償となり、村が負担してきた3か月分と合わせて、実質、負担軽減となりました。

しかし、近年の物価高騰により、給食に使う食材費も値上げが続いており、270円を超える部分については、もともと村が負担し、この額を据え置いてきました。

今回国が実施する学校給食費の抜本的な負担軽減は基準額、上限額が全国一律に決められていますが、本村の場合、十分ではないので、食材費については引き続き村が負担する部分もありますが、国の制度導入により、村が負担していた3か月分についても国負担となるため、村の持ち出しは減ることになります。

○1 番

（片桐 邦俊） 今お答えいただきましたけれども、ということは、この5,200円では、中川村でもやはり十分な補助ではないということでしょうか。

○教育次長

はい。十分ではありません。

○1 番

（片桐 邦俊） 今お話があったとおり、村のほうで補助していくということで、保護者につきましては無償化という格好になるんだろうというふうに思っておりますけれども、今後も、やはり原材料の高騰とか、今の中東情勢、それから為替の変動等の影響によって、給食の食材費もかなり上がってくるだろうなというふうに懸念しております。

ぜひ、こんな部分も含めて、今お話がありましたけれども、給食費の負担が保護者のほうにかからないように、これからも進めていっていただきたいというようにお願いしたいと思っております。

続いて、小学校のほうはそういうことでいいわけでありましてけれども、今回の財政支援につきましては、小学校、そこにも書いてありますとおり、小学校と、特別支援学校は小学部を含むということではありますが、小学校のみということでもあります。

中学校の給食費については今後の制度拡充として検討されており、開始時期は未定の状況であります。

しかし、子育て世帯にとっては、体が大きくなってきて食べる量も増える中学生の給食費負担については重くのしかかってくるんだろうなというように思っております。

国が小学校の負担を減らす分、村として、中学校給食費、1食310円ではありますが、村の今までの補助、食材費3か月分というのはありましたけれども、こういった3か月分にプラス、先ほどお話があったとおり、小学校の負担が若干減るだろうなということも考える中では、その分を中学校のほうにプラスできないかという提案をさせていただきたいと思っておりますけれども、村の考えをお伺いしたいというふうに思います。

○教育次長

中学校の学校給食につきましては、国からの財政支援がない中、村の単独財源で中学校まで対象を広げることは難しいと考えています。

御家庭の経済的負担を少しでも軽減できるよう、引き続きとなりますが、1食分の給食費310円は据置きとし、物価高騰分は村が負担します。

また、徴収する10か月のうち3か月分は、引き続き村が補助いたします。

中学校も国の予算措置がなされれば実質的無償化を進めたいと考えております。教育委員会としても早期実現を求めていると考えています。

○1 番

（片桐 邦俊） 今お答えいただきましたけれども、ぜひ、小学校の負担分が村としての若干軽減できるという状況になりましたので、その分を中学校の――今のお答えの中では中学校の食材については3か月分を村として負担していくというお話があったわけではありますが、それにプラスして、1か月でも2か月でもプラスするという検討はできないでしょうか。

○教 育 長

この国の交付金でありますけれども、これ自体が決定して予算措置がなされるのが、もう本年度に入ってからという形でございます、やはり制度そのものがこれまで明確でない状況もございました。

です、本年度についてどうするかについては、今回、小学校についても補正予算を立てて対応したという現状でありまして、こういう中で、本年度、中学校についてどうするかという検討については先送りをしてきておるのが現状でございます。

です、これから中学校についてどうするかにつきましては、今、次長よりお答えしましたとおり、中学校についても国のほうに求めていきたいということ、これからの動向を踏まえて教育委員会としても検討していくという段階であるというふうにお答えをさせていただきたいと思います。

○1 番

（片桐 邦俊） お答えいただきましたが、ぜひ、そういう部分の中では、少しでも中学校のほうの保護者負担が軽減するように御努力いただきたいというように考えております。

続きまして2問目であります。2問目につきましては「食育基本法改正に伴う村の今後の対応について」という部分であります。

本年、10年ぶりに食育基本法が改正されました。

10年前の改正につきましては、食育に関する国の管轄事務を内閣府から農水省へ移管することに伴う組織変更、また健康寿命延伸、地産地消等をメインとした改正でありました。

今回の改正は、食育基本法が制定された平成17年以来、実質的な理念や方針を見直す本格的な改正としては21年ぶりとなったということでもあります。

それに基づき、新たな第5次食育推進基本計画が動き出しました。

今回の法改正によって、食育が単なる健康づくりだけではなく、食料安全保障、これは国産農産物の消費拡大、適正価格の理解、こんなことも含めてでありますけれども、それや食品ロスの削減、また大人の食育等へと視野が広がったというふうに言えます。

村は、現在、令和6年度～10年度の5年間の第3次食育推進計画策定し、取組をしていただいているというように思っておりますけれども、今後、国、県から改正について通知が来るものと思いますが、改正に伴い、村としての現段階での対応の考え方について質問をさせていただきたいと存じます。

まず、食育基本法が改正され、新たに環境と調和した食料システムや持続可能な食生活の推進が基本理念に加わりました。これは、環境保全を重視した持続可能な農業への転換、いわゆる国で推進しておりますみどりの食料システム戦略に見られるような環境に配慮した食育も国として推進されることとなると思います。

これは中川村の豊かな自然や農業と非常に親和性が高いと考えます。

そこで伺いたいと思いますけれども、改正された法の趣旨を今後の村の食育基

本計画にどのように反映し、村民に周知していくのか、現段階での考えを伺いたいと思います。

○保健福祉課長

今回の食育基本法の改正では、議員のおっしゃるように、新たに環境調和した食料システムや持続可能な食生活の推進が基本理念に加わりました。

また、食に関する体験活動を通じ、自然の恩恵や農林・漁業者をはじめとする食に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めることなども追加されています。

中川村は、農産物が豊富に生産され、給食や飲食店でも使用されています。特に給食における地元産農産物の使用割合は県内でも高い水準となっていて、地元産の食料が身近にあるということは村の強みであると言えます。

中川村第3次食育推進計画では、今年度は中間評価の年となります。計画の達成状況を確認するとともに、改正で新たに加わった項目についても現状を確認し、目標設定していく予定です。

また、現在取り組んでいる個人に合った適切な食品を選ぶ力をつけるといった健康づくりとしての食育に加え、新たに、食料安全保障の考えなど、今回の改正内容や今後の村の取組を広報なかがわ等を通じて周知していきたいと考えています。

○1 番

（片桐 邦俊） 今お答えいただきましたけれども、ぜひ、今回改正されました基本法、基本計画等、また国のほうから通知が来ると思いますが、ぜひ村の現在の、中途ではありますけれども、第3次の基本計画等に少しでも加えていただければというように考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、今回の改正では食育を通じて食料安全保障に寄与することが明記されました。今回求められているのは、1つとしては食料の安定的な確保、もう一つは将来にわたって食料を供給し続けるために必要な価格の形成であります。

村としてできる具体的な取組の一つとして、中川村の豊かな農業支援を生かし、学校給食における地産地消のさらなる推進と環境に配慮した農産物の導入が考えられると思いますが、村の考えを伺いたいと思います。

なお、学校給食の地産地消の問題につきましては、私も過去に2度ほど教育委員会のほうへ質問させていただいた経過があり、その中では、教育長のほうからは、現在の段階で約半分――50%というのがやはり一つの限度、その理由につきましては、いわゆる地元の事業者にお問い合わせした流通になっておること、事業者の負担軽減をするためには、なかなか、50%がやはり一つの基準だというお話があったわけであります。

ぜひ、こんな部分も、村のほうとして少し事業者との流通に対する打合せ等も含めた中で改善ができれば、学校給食における地産地消が増えていくんではないかというように考えておるんですけれども、そんなことも含めて御回答ができれば、お願いしたいというように思います。

○教 育 長

初めに教育委員会のほうからお答えをさせていただきますが、学校給食における地産地消については、今、議員からお話がありました、令和4年6月議会でも御質問をいただいて、お答えをさせていただいております。

繰り返しになってしまうかもしれませんが、現状としてお話をしておきたいと思いますが、教育委員会では御承知のように地産地消コーディネーターを配置しておりまして、村内産の食材使用率につきましては、当時の議会では、まずは55%程度を目標に取り組み、それが達成できれば60%というようなお答えをさせていただいております。

現在、お米については100%という状況、それと、その他の食材、主に野菜につきましては大体50%を超える水準を維持してきているという状況でございます。

教育委員会としましては、目標に向けて、先ほど申しましたように、さらに地産地消での地元産の食材の使用率、これは伸ばしていきたいという考えでおりますが、議員からも御指摘ありましたが、50%を超えていくというところ、今まで実践してくる中で、現時点でも難しさを感じているところがございます。

例えば、月により、やはり使用率にばらつきがある、これは、献立に必要な野菜と、作付がなされて提供していただける野菜、それがマッチしていないような月もあるというようなことでございます。

それと夏の猛暑などによる保存の難しさ、あるいは野菜以外の食材の調達の難しさ、野菜は村内産を調達できますが、それ以外の食材については、なかなか村内産というわけにはいかず、地産地消の考える地域をどういうふうに捉えるかというようなことも、このことについては検討のしようがあるというふうに承知をしております。

使用率が伸びることに伴う規格外の野菜の増加、これは、増えれば増えるほど、生産者の皆さんには規格についてのお願いもしておりますけれども、なかなか規格外なものも増えてくると、そうすると下処理に時間がかかり、どうしても給食の時間に間に合わないということも起こってまいりますので、そうすると給食を調理する体制もそれに伴って対応していかなければならないということもございます。

ですので、地産地消の使用率を高めていくっていうのは、やはり実践していきますと様々に課題があるなということを思っております。

ただ、こうしたことも、今御協力いただいているおいしい野菜とどけ隊の皆さん等も含めて、これからの対応については今継続的に検討している最中でございますので、この検討についてはさらに進めて、伸びるようなことについては進めていきたいと思っております。

また、環境の配慮した農産物の導入ということ、給食には食材を提供していただいている先ほど申したおいしい野菜とどけ隊の皆さんがおりますが、その中に有志による有機農業を考えるグループの皆さんもおりまして、実際に給食の食材

○1 番

として提供していただいているという状況もございます。

これについては一つの例ではございますけれども、地産地消を進めることによって環境にも人にも優しい安心・安全な給食が提供できる、そうした可能性は高まるというふうに教育委員会としても認識しておりますので、地産地消については、今申し上げた課題もございますが、教育委員会としてはさらに取組を進めていきたいというふうには思っております。

（片桐 邦俊） 前向きなお答えをいただきました。

ぜひ、さらに地産地消が増えますよう、また、今お話がありましたとおり、地産地消は中川村のものだけなのかっていう部分がやっぱり課題になると思います。郡内も含めた段階で地産地消になるというように私は考えておるんですけれども、そうなってくると、やはりJAの皆さん方との打合せ等も必要になってくるだろうし、そんなことも含めて、今後お願いをしていきたいと思っております。

教育委員会とすればそういうことでありますけれども、地産地消につきましては、やはり村内の飲食店等でもぜひ拡大していただきながら地産地消を増やしていただくということがやっぱり大事なかなというように思いますので、こんなことも村として働きかけをぜひお願いしていきたいなというように思います。よろしく願いいたします。

続いて、資材費の高騰によりまして生産コストの上昇が続く中でありまして、子どもや保護者が作物の適正な価格や農業の重要性を学んでもらう理解情勢というものが必要なというふうに思っております。そのためにも農家と連携した体験学習を拡充していくことが必要と思いますが、いかがでしょうか。

今までも、そういう中では、教育委員会としても、子どもの収穫体験、そんなことも含めていろいろやられておるとは思いますけれども、さらに保護者の皆さん方も含めた段階で、それも、特に、ただ収穫したりするだけでなくて、やはりどのくらい仕事の内容があって、実際にはこのくらい生産費がかかっておるというような話まで含めて、やはり今後は理解を深めていくことが必要なというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○教 育 長

この御質問につきましては、改正食育基本法で明記されています農林漁業教育、これに関わる御質問であるというふうに理解をさせていただきました。

農林漁業教育、これについては、子どもたちが農林水産物の生産現場を実際に体験、学習することで食への感謝や自然の恩恵、国の食料安全保障への理解を深める教育というふうなことで示されているというふうに承知をしております。

議員からも御指摘ありましたけれども、本村においては、こうした取組は既に始まっているというふうに認識をしております。

例えば、学校給食で地産地消を進めることで、その日の食材の生産者を子どもたちに紹介したり、生産者の皆さんがどのような方々かポスターで紹介したり、あるいは生産者の方々と交流して給食を一緒に食べたりお話を伺ったりという、こうした機会はこれまでもつくってきて、取り組んでおります。

給食センターでは、また子どもたちへの思いを込めておいしい給食を作るよう調理しておりますが、食を楽しみ、残さない配慮もそれぞれの学校で取り組んでいただいています。このことも通じる部分であるというふうに承知しております。

また、総合的な学習の時間では実際に米作りや野菜作りを行ってきております。例えば東小学校では、2年目になりますが、全校児童、それと、それに保育園の年長さんも一緒に、田植であるとか稲刈り、そうしたことを今体験学習として進めてきております。

また、地域学習を行ったりするなど、教科学習にもつなげておりまして、少なからずこういう体験学習を通して子どもたちは関心を持って学んでいるというふうに捉えております。

御承知かと思いますが、新たな学校づくりを進めておりますが、昨年度末に策定しました学びの基本計画、ここでは、わくわく学び、リアルに体験すること、このことを大事にしております。このリアルに体験する学び、これは、中川村では様々な形で実現することが可能であるというふうに考えておりますし、カリキュラムとしてもふるさと中川学――仮称ですが、を編成する予定であります。

これまで、学びの基本計画を策定する前に、例えば東京都渋谷区の学習視察を行ってまいりましたけれども、そういう都市部で行っている学びと本村の学びを比較したときに、やはりリアルに体験する、そのことが一つ中川村らしい学びになるというふうに考えさせていただきました。

そして、この学習では、グローカルに学ぶ、つまり地球規模の視点で考え、地域の特性や文化に根差し行動する視点を大事にした学びにしたいというふうに考えておりますので、例えば米作りについても、ただただ体験するだけではなくて、食糧問題につながるような観点でも学習できるような学びになるよう、検討をさらにしていきたいと思います。

こうしたことから、これからも農林漁業教育、こうした観点を持った学びをさらに進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○1番（片桐 邦俊） 細かく御返答いただきました。

その中で、子どもさんたちには、十分、いろいろ食育の中でこういった農家さんとの連携等もされておるという状況のようでありますけれども、ぜひその中に保護者の方も入れていただきたいなど。

先ほど生産費の部分まで話をしろという話をしましたがけれども、この部分は、子どもに対してはなかなか難しい部分がありますので、やはりそういった部分は、やはり保護者の方々なのかなというように思っておりますので、子どもと保護者が一緒に体験できるような活動もぜひお願いしておきたいというように思います。よろしくお願いいたします。

また、こういった体験活動っていいですか、体験学習みたいなものにつきましたは、村内の学校等だけでなく、やはり今、現状、村外や都市部の皆さん方にも、

おいでいただいて体験いただくということが必要だろうなというふうに思っております。

たしか過去には交流センターで収穫体験等も募ってやっておったような感じがしますがけれども、ここんところそういうことがちょっと少なくなっておるのかなというふうに判断をしております。

ぜひ、こんなことも含めて、特に農家さんには協力いただかなくてはならない部分が多いわけでありましてけれども、連携を取る中でこういった活動をお願いしていきたいなというように思います。中川村の農産物のPRにもなると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、法改正では食品ロスの削減についても重要な柱とされています。

先ほど教育長のほうから学校では残さない対応というお話もありましたけれども、中川村は食品ロスが少ないほうであるというふうにも感じておりますけれども、各家庭や事業所、さらに農家から出る規格外農産物ロスをいかに減らしていくかということが課題になるんだろうなというふうに思っております。

現在の村内の食品ロス削減に向けた取組状況につきまして、今後のさらなる推進策を含めて考えをお伺いしたいと思います。

○産業振興課長 農家から出る規格外農産物ロスのことで、こちらからお答えさせていただきます。

規格外農産物でありますけれども、フードサプライチェーンの流れの中ではロスのないものとして位置づけられており、統計上、食品ロス量にカウントされていません。いわゆる隠れ食品ロスと言われておるところですが、市場への出荷流通は少なく、そのほとんどが廃棄されているようです。

現在、村の農業においてこのロスを減らそうとする具体的な対策は取ることができておりませんけれども、農地等の病気、そういったものの蔓延、こういったことも含めまして、環境・気象変動問題の一つの要因として警鐘を鳴らす必要もあると感じております。

当然、農産物全般におきまして需要と供給の均衡が取られていれば問題ありませんけれども、それ以前に、特に国ですとか、そういったものになりますが、規格の基準について、そういったところにも目を向ける必要があるのではないかと

○議長 環境面はいい？

○建設環境課長 環境的な面から、ちょっと若干補足させていただきたいと思います。

村では美しい村中川村を守るための資源物やごみに関する「みんなで守ろう！7カ条」というのを制定しております。第1条では「ごみを減らしましょう」といたしましてごみや資源物そのものを減らすように心がけることを呼びかけているという状況です。

本年4月からは環境衛生施設設置事業補助を拡充し、ごみ減量化の観点から、屋内での電気式の生ごみ処理機も補助対象とすることで、堆肥化により広く畑な

○1

番

どでの肥料活用に役立てることとしております。

また、環境省や長野県の呼びかけている残さず食べよう！30・10 運動には村や村内飲食店も協賛し、料理の食べ残しをしないことで食への感謝とともにごみの減量に向けた行動に取り組んでいるという状況であります。

（片桐 邦俊） 申し訳ありません。建設環境課長のほうから答えがあると思いませんでしたので、こちらから再度確認のために手を挙げたんですけれども、今答えていただきましたので、ありがとうございました。

農作物の規格外の話でありますけれども、実は、昨年、私はある山の中でリンゴがかなり廃棄されておる姿を見ました。今は熊の問題も全国で出ておりますけれども、農作物、そういうものをあまり捨てないようにといいますか、廃棄しないようにというような話があると思いますけれども、こんなこともやはり大事だなというふうに思っております。

規格外の農作物の廃棄の仕方もしっかりと、やっぱり検討していただかないと、そのまま捨てられてしまうと、やはり、熊だけでなく、鳥獣害の被害のもとになってくるだろうというふうに考えておりますので、ぜひこんな御指導もお願いをしていきたいというふうに思っております。

また、建設環境課長のほうからお話をいただきましたけれども、いずれにしても、今後とも、やはり住民の方々にしっかり理解できるように啓蒙活動を進めていっていただきたいというふうに考えます。よろしくお願い申し上げたいと思います。

続きまして、これまでは学校や保育園を中心としました子どもの食育で成果を上げてきたことと認識しておりますけれども、法改正では、実は大人の食育の推進が挙げられております。

仕事や育児に忙しい現役世代――保護者世代でありますけれども、や増加する高齢者の単身世帯に対する食育や健康づくりへのアプローチをどう進めていくのか、お伺いをしたいと思います。

○保健福祉課長 今回の法改正で大人の食育運動の推進も加わりました。職場や大学等における食育の推進、大人の食育と食に関する理解の醸成や食生活の改善などの促進であります。

子どもたちが大学進学等を機に親元を離れることで高校生活とは食生活が大きく変化し、さらに、就職、結婚、出産、育児などによる朝食欠食、運動不足、睡眠不足など、生活の変化とともに食生活の変化も見られ、この時期からの不規則な生活や食生活が長く続くことで中高年期の健康状態に影響を及ぼすと言われています。

村としての食育や健康づくりへのアプローチをどう進めるかについてですが、保護者の方へは子どもを通じて家族の健康を考える機会となるよう情報提供をしています。

最近では生活習慣病発症の若年化も見られ、生活習慣病予防のスタートとして

○1

番

の子どもの食育に乳幼児健診や保育園、小中学校を中心に取り組んでいます。令和 6 年度から開始した小中学生の肥満や高血糖該当者への個別保健指導は、本人だけでなく、家族へも情報提供する機会になっています。

現役世代、成人への取組としましては、健康診断の結果等を基に、適切な食品を選択できるよう、食事と体の関係についての理解や重症化予防のための保健指導を行っていますので、これらの取組を継続していきます。

高齢者についても健診時に体重やデータの変化を見ながら食品の基準量を確認しています。

地域包括支援センターでは、毎年全ての高齢者に対して介護予防のための基本チェックリストを送付し、予防的な介入が必要な方の把握をしています。必要に応じて保健師、栄養士等が訪問し、栄養バランスを考えた配食サービスの提案等を行っており、特に単身世帯の方については、今後も民生委員さんとの連携を密にし、こうした取組を行ってまいります。

子どもの頃の食育が大人になってからもそれぞれの生活の中で生かされることが理想であり、今後の村の取組の目標でもあります。

大人の食育として健全な食生活を送れるよう、これからも一人一人の生活に合わせた方法で周知、実践に努めてまいります。

6 月は食育月間で、毎年 19 日は食育の日となっているそうです。この機会に今回の法改正や食育の取組についてホームページ等で発信していく予定でいます。

（片桐 邦俊） 今しっかりとお答えをいただきました。

今、食育月間のお話がありましたけれども、ぜひこんな部分も含めて住民の方々に周知できるような格好をお願いしておきたいなと思っております。

これから本当に、食育っていいですか、この部分っていうのは大変重要な部分になってくるんだろうなっていうふうに私は考えております。

先ほど前段でも申し上げましたけれども、食育基本法自体は、単に、やはり健康づくりっていうだけではなくて、行政としても、今窓口になっておる保健福祉課だけでなく、総務課、産業振興課、あるいは教育委員会、それから建設環境課、こんな部分まで含めて、かなり多岐にわたって関わってくる部分だというように感じております。

ぜひ、こんな各部署で十分な連携を取りながら、こういった食育――食育っていうとなかなか捉えにくいかもしれませんが、食育の中でも、先ほど申したとおりいろいろ、食の安全、食料安全保障等、幾つも基本理念があるわけありますので、こんな部分も含めて、村として、食育、十分検討いただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わりにしたいと思います。